

(別紙)

公務員を元気に 国民を幸せに

 人事院
National Personnel Authority

りんりん賞

～受賞8機関における取組の紹介～



国家公務員倫理審査会
公式マスコット



BanBan

令和8年3月24日
国家公務員倫理審査会事務局

1. コンプライアンス 浸透部門

① デジタル庁 戦略・組織グループ コンプライアンス推進室

官民融合の組織に対応できる体制を構築した上で未然防止等に係る新しい工夫を実施し、様々な職員が日々円滑に職務を遂行

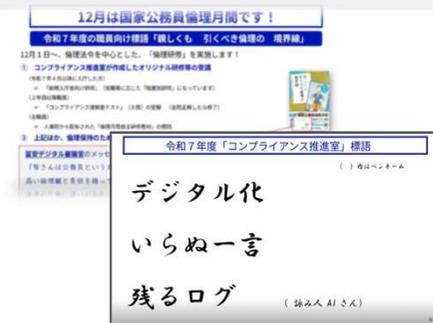
- ▶ 民間専門人材を担当する倫理管理官、服務規律委員会及びコンプライアンス推進室を設置。違反事案が発生した場合、必要に応じて、服務規律委員会において、組織として推進すべき取組(再発防止策など)の意思統一を図るほか、コンプライアンス推進室において、違反事案を未然に防止するための取組等の推進を図る。
- ▶ 実際に発生した服務規律違反等を題材にアニメ動画を制作し、必須研修として研修開講。動画では、デジタル庁職員を登場させ業務に即した内容とすることで、職員に対して「他人事ではない」という意識を持たせている。
- ▶ 庁内全体ミーティング(オールハンズミーティング)でコンプライアンス担当参事官から注意喚起やオリジナル標語の紹介



アニメ動画の一場面



オールハンズミーティングの風景



オリジナル標語

② 農林水産省

府省独自の集中的な倫理啓発期間を設定し、
チェックシートも独自作成すること等により、倫理意識を効果的に浸透

- 毎年7月に「農林水産省職員倫理啓発週間」を設定。
 - ・外部講師による管理職・幹部向けの倫理啓発講演会
 - ・全機関における各職場の実情に応じた職場研修
 - ・独自で作成した倫理チェックシートによる理解度テスト
 - ・職員用掲示板内への各種資料の掲載等を実施し、**倫理意識の効果的な浸透**を図っている。
- 国家公務員倫理月間においても、全職員に対し、**独自で作成した倫理チェックシート**により倫理規程等の理解度テストを実施
- 職員用掲示板内に、**倫理専用サイト(農林水産省倫理GUIDE)**を作成し、各種報告書等の提出ルール、主な関係通知、研修等資料をまとめて掲載し、いつでも閲覧できるようにしている。



農林水産省職員倫理啓発週間ポスター
(R7年度)

③ 独立行政法人 国立印刷局

全職員対象の意識調査を毎年度行い結果をフィードバックする、結果も踏まえて研修を体系的に整備する等により、効果的な倫理保持サイクルを確立

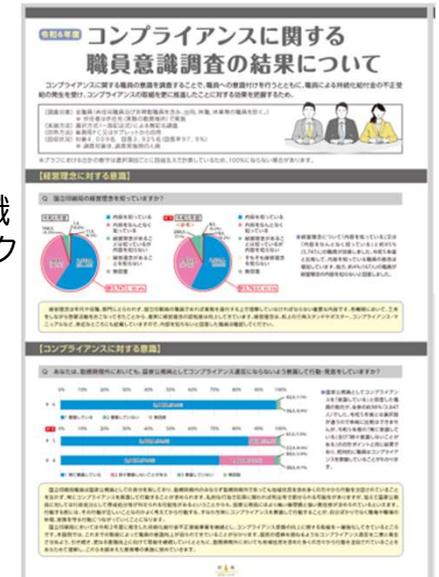
▶ 毎年度、全職員を対象としたコンプライアンスに関する意識調査を実施し、職場におけるコンプライアンス意識や風通しの良さ、相談しやすさ等について把握。集計結果はフィードバックを行い、改善点の共有や次年度研修計画の見直し等につなげている。

▶ 新規採用時・昇任時・階層別等のキャリアパスに応じた体系的な研修スケジュールを整備し、対象者に対して確実に実施。昇任等に該当しない職員が長期間研修を受けない状況を防ぐため、年齢層別の研修も導入し、縦軸(階層)と横軸(年齢層)の両面から全職員に研修を行き渡らせている。

▶ 各職場に、コンプライアンスのキーワードや行動指針をまとめたポスターや卓上スタンドを設置。

▶ 製造現場を含めて全職員に確実に届くよう、冊子形式のコンプライアンスマニュアルや、ケーススタディを交えたコンプライアンス便りを配布。

意識調査結果を職員へフィードバックした際の資料



コンプライアンス便り

コンプライアンスについて対話する機会を定期的に設けることで、 風通しのよい魅力ある職場 & 不正防止に取り組む組織風土を構築

- 公務員倫理のほか、発注者綱紀保持、ハラスメント、情報セキュリティなど職員に身近な問題をテーマとして、**コンプライアンス・ミーティング(職員相互間の意見交換)**を四半期に1回以上実施。実施に当たっては、所属横断的(事務所や所属課混合等)に職員を組み合わせるなどの工夫を行っている。
- **毎月最初の勤務日を「コンプライアンスの日」とし**、PC起動時にポップアップ等で簡易セルフチェックや公務員の不祥事等事例を掲載し、意識啓発を図っている。
- **関係地方公共団体職員に対して、利害関係者との間での禁止行為について、機会あるごとに局長名の文書を提示する等により協力依頼**を行い、特産品の持参等の自粛を促す。



コンプライアンスミーティングの様子

「コンプライアンスの日」のポップアップ



毎月最初の勤務日は
コンプライアンスの日です
(9月は5日)

コンプライアンスの日

皆さまの帰省に3日間
おじゃまします!!

やってみよう!! 今月のセルフチェック
■簡易セルフチェック(2問) [Microsoft Forms]

注意しましょう!! 不祥事事例
■公務員の不祥事等事例※(12月分) [Excel]

※著作権への配慮のため、紙目を掲載しています。掲載している記事のリンクが特定の経路により切れる可能性がありますので、予めご了承ください。

今月のお知らせ
新年あけましておめでとうございます。
今年も基本的なルールをしっかりと守り、健康に留意して充実した1年にしましょう!

関東地方整備局コンプライアンス推進本部
(事務局：適正業務管理官室)

PC起動時のポップアップ

コンプライアンス情報を毎月発信し、イントラネットに掲載することで、職員が日頃から情報に触れる仕組みが定着

- ▶ 職員向け情報誌「コンプライアンス通信」を毎月発行。当局で発生した非違行為事案とその再発防止策の周知、公務員倫理に関する情報のほか、非違行為等の未然防止のための啓発として、ハラスメント関連情報や情報管理に関する情報を提供している。また、幹部職員によるコンプライアンス関連の寄稿を連載している。
- ▶ 初号から最新号まで全93号のコンプライアンス通信をイントラネットに目次付で掲載。北海道開発局は、100近くの開発建設部・事務所・事業所があり、事業内容も多岐にわたるが、イントラネットに掲載することで、各現場のニーズに応じた形で職場内ミーティングの素材が見つかるなど、コンプライアンス関連のデータベースとしても活用されている。



2. 対外的な取組部門

沖縄における中心的役割を果たすべく、 出前講座により、コンプライアンスに関する知見を地方にも共有

- 公共事業発注者として社会の要請に応えることが求められていることから、**県内の地方公共団体等を対象に、沖縄総合事務局開発建設部のコンプライアンスに関する取組を紹介する出前講座**を実施するべく、令和7年度のコンプライアンス推進計画に位置付け。
- 出前講座の募集については、ホームページの掲載に加え、自治体等との会議の場などを活用し、積極的に行っており、**実際に県内機関の職員に対して、出前講座を実施。**



出前講座の様子



(業務紹介)TEC—FORCE防災ヘリ

倫理のルールを遵守し、事業者との連携強化の機会を設けることで、事業者と円滑な情報交換を可能とする体制を構築

- 通関手続の電子化等が進展したことに伴い、長崎通関業会等関係事業者(利害関係者)と税関担当者が対面でやり取りする機会が減少し、問題発生時等における適切な連絡相談への懸念があったことを踏まえ、定例会議(通関事務連絡協議会等)の機会を捉えて、**事業者との連携強化を目的とした会食**を開催。自由に胸襟を開いた意見交換を行うことが狙い。
- その際、**内外からの倫理上の疑念を払拭するため、様々な工夫**を実施(店の予約や会計を税関側で対応、予約状況や請求金額を事業者に共有し完全割り勘の透明性を確保、開催前後で倫理担当へ適時情報共有)。今後同様の会食を開催する可能性がある管内通関官署にも、手続の流れ等を横展開。



R7.8 第1回長崎地区通関事務連絡協議会

お世話になっております。
標記の件、昨日(8/6)、通関事務連絡協議会後に業者との懇親会を実施しましたのでご報告させていただきます。
利害関係者との懇親会につき、完全割り勘ができるよう当方にて予約、案内、領収書の発行、手交を行っております。

なお、倫理関係の報告は必要ないとの判断ですが、何かありましたらご教示願います。

- ・金額少額及び完全割り勘の自己負担につき、贈与等報告必要なし
- ・金額少額につき、事前届け出も対象外

1万円を超える飲食の届出 (倫理規程第5条)

自分で費用を負担するなど、利害関係者の費用負担によらずに利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。
ただし、やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。
なお、届け出る内容は、各府省等の倫理監督官が定めています。

- ※「やむを得ない事情」とは、次のような場合をいいます。
 - 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
 - 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合
- ※ 以下のような場合でも1万円を超える場合は届出が必要です。
 - 一次会・二次会それぞれで1万円を超えないが、両者を合計すると1万円を超える場合
 - 同一範囲で数回した関係や招待を理由に受けた関係のある者と飲食を行う場合

3. 双方向アプローチ 部門

事業者と国家公務員、双方への働きかけを行うことで、 双方のコンプライアンス意識が向上し、違反なく円滑に業務を実施

➤ 巡視船の修理・部品の手配など、民間事業者(利害関係者)と関わる業務が多く、コンプライアンス違反を起こしかねない場面があることを踏まえ、**民間事業者、乗組員(国家公務員)の双方に対して違反が生じないための取組**を実施。

➤ 具体的には、①民間事業者に対して、**契約手続に関する案内**を実施、②乗組員に対して、軽微な仕様変更でも必要な手続をとるよう**作業チェックリストを配布**、**コンプライアンス研修**を各船艇で実施、**定期修理ごとにコンプライアンス遵守の呼びかけ**を実施するなど。

仕様変更チェックリスト

臨時修理で任命された監督職員は、修理中に仕様変更の必要を認めた場合、このチェックリストにすべてチェックが入るまで、業者に変更作業はさせないでください！

仕様変更の契約手続が完了せず、変更作業を行なった場合、コンプライアンス違反、懲戒処分を受けることがあります。

仕様書記載の工事・修理内容を「変更、追加、取りやめ」をする必要が生じた際は、**変更作業開始前に仕様変更の契約手続が必要**。(工期内の完遂より優先)

□	1 監督職員は業者による作業を一時中断させた。	
□	2 監督職員は状況を船舶技術部へ速報した。	
□	3 監督職員は現場監督報告書を作成し船舶技術部へ提出した。	
本部で仕様変更の手続き実施		
□	4 船舶技術部から仕様変更手続が完了の連絡を監督職員が直接受けた。	契約締結
施工再開 (施工日時の調整)		

仕様書変更チェックリスト

第三管区 船舶技術部

◆ 危険がいっぱい → 自分の身は自分で守る！

ドック期間中の心構え！

- 1. 人身事故は絶対防止！**
 - ◆ ヘルメット、安全靴など適切な保護具の使用
 - ◆ 頭上、足元など 危険を察知し注意を払う
 - ◆ 安全第一の作業方法、作業環境、作業打合せ
 - ◆ 火災、油流出事故も防止
- 2. コンプライアンス 遵守！**
 - ◆ 会計手続き ◆ 適正な監督
 - ◆ 公務員倫理 ◆ 非違非行防止
- 3. 物品管理の徹底！**
 - ◆ 部品、工具の紛失
 - ◆ 貸し借り時の紛失
- 4. 整備システムの維持！**
 - ◆ 管理記録などの整理
 - ◆ 検査官インタビューへの適切対応
- 5. 共用施設の利用マナー向上！**
 - ◆ 社会常識のある行動
 - ◆ 三管区 海上保安官たる品位の保持

絶好の機会である【技術力習得】と休養も！



職員への呼びかけ

(業務紹介)新造船溶接部の確認